

# 社会調査における倫理

## ◆社会調査における倫理

1 社会調査に関するさまざまな倫理規定  
\* \* \*

日本社会福祉士会では、倫理綱領で「社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する（倫理基準4 専門職としての倫理責任）」ことを、また行動規範で「社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮」をすること、「事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得」ることを述べている。

また、文部科学省と厚生労働省が出した「疫学研究に関する倫理指針」（2002（平成14）年）、厚生労働省が出した「臨床研究に関する倫理指針」（2003（平成15）年）、社会調査協会（旧社会調査士資格認定機構）が定めた「倫理規程」などがあり、確認が必要である。

2 研究の公共性

研究は公共的な営みであり、他者に何らかの影響を及ぼす。他者が研究の成果にアクセスすることを想定して、責任ある形で成果が公表されなければならない。

3 FFP（捏造・改ざん・盗用）

社会調査を行ううえで、避けるべき以下の事項をいう。  
①捏造（fabrication）＝存在しないデータの作成  
②改ざん（falsification）＝データの歪造・偽造

③盗用（plagiarism）＝他人のアイデアやデータや研究成果を引用なしで使用（日本学術会議・学術と社会常置委員会報告「科学における不正行為とその防止について」（平成15年6月））p.5）

4 プライバシーの権利

調査者は被調査者に不必要な個人情報や質問するべきではなく、個人情報や質問は研究目的に沿って設定し、目的以外には使用しないことを説明する必要がある。

5 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは、説明・理解に基づき合意および同意のことという。社会調査では、①調査手順、②被調査者の不利益および利益、③手続きについて質問し回答を得られること、④他の選択可能な手続き、⑤調査を拒否・中断できることについて十分に説明し、同意を得る必要がある。この手続きをインフォームド・コンセントという。

6 調査参加者の自発的参加

被調査者は自発的に調査に参加しているものであり、調査の中断や参加を断ることによって不利益を受けないことを十分に説明しなくてはならない。また、調査者は被調査者の決定を尊重しなければならない。

7 匿名の権利

調査によって得られたデータは母集団を代表する標本として扱われ、個人の情報として扱うべきではない。また、事例調査などの場合でも、個人が特定できないよう配慮を行う必要がある。これらのことについて被調査者に説明する必要がある。

8 秘密保持（ノンフィデンスシャリティ）

調査者は調査過程において得られたデータについて、その秘密を漏らしてはならないという、秘密保持の義務をもつ。

9 同意書

インフォームド・コンセントを実施したうえで、その内容の記録として同意書を残しておく必要がある。

10 データの管理

調査によって得たデータは、同意に基づいて得られたデータであり、同意された目的以外に使用してはならない。

表2 社会調査倫理綱領

社会調査倫理綱領	
第1条	社会調査は、常に科学的な手続きにのっとり、客観的に実施されなければならない。調査者は、絶えず調査技術や作業の水準の向上に努めなければならない。
第2条	社会調査は、実施する国々の国内法規及び国際的諸法規を遵守して実施されなければならない。調査者は、故意、不法意にかかわらず社会調査に対する社会の信頼を損なうようないかなる行為もしてはならない。
第3条	調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならない。調査者は、調査対象者に協力を求める際、この点について誤解を招くようなことがあってはならない。
第4条	調査者は、調査対象者から求められた場合、調査データの提供先と使用目的を知らせなければならない。調査者は、当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や社会調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的には使用されなければならないことを保証しなければならない。
第5条	調査対象者が求めた場合には、調査員は調査員としての身元を明らかにしなければならない。
第6条	調査者は、調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めなければならない。社会調査に協力したことによって調査対象者が不利益を被ることがないよう、適切な予防策を講じなければならない。
第7条	調査者は、調査対象者をその性別・年齢・出自・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない。調査票や報告書などに差別的な表現が含まれないよう注意しなければならない。調査者は、調査の過程において、調査対象者および調査員を不快にするような性的な言動や行動がなされないよう十分配慮しなければならない。
第8条	調査対象者が年少者である場合には、調査者は特にその人権について配慮しなければならない。調査対象者が15歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得なければならない。
第9条	記録媒体を用いる場合には、原則として調査対象者に調査の前または後に、調査の目的および記録媒体を使用することを知らせなければならない。調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を破壊または削除しなければならない。
第10条	調査者は、調査記録を安全に管理しなければならない。とくに調査票原票・標本リスト、記録媒体は厳重に管理しなければならない。

資料：社会福祉士養成所協議会編「新・社会福祉士養成講座⑥社会調査の基礎（第2版）」中央法規出版、2010年、143頁